

鳥取県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年6月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡南部町清水川字御崎前382-1地先から同字376-1地先まで	平成23年6月29日
清水川福成線	西伯郡南部町福成字大坪上1605-2地先から同地先まで	〃
大山高原スマート インター線	西伯郡伯耆町岸本字新屋敷原1335-1地先から同町岸本字下ノ原東-776-5地先まで	平成23年6月30日
	西伯郡伯耆町岸本字上ノ原697-3地先から同町岸本字尻谷756-10地先まで	〃